

公的関与のあり方に関する点検指針

～更なる行財政改革の推進のために～



平成 2 1 年 6 月

江田島市 総務部

1 はじめに

地方分権改革の推進とともに、従来の機関委任事務の廃止など地方自治制度の抜本的な見直しが行われ、三位一体改革に代表される「国から地方へ」「官から民へ」との考えにより、地方自治体には、国の制約から離れて「自己決定・自己責任」の原則の下に、市民や地域の視点に立った行政を自主的かつ総合的に実施する役割が明確にされてきました。

一方、少子高齢化社会の到来、市民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応しながら、公務員制度改革による職員削減を行い、より少ない職員でよりよい行政サービスを提供できるよう、簡素で効率的な行政運営体制を確立する必要にも迫られています。

また、市民のまちづくりへの参画意識の高まりとともに、自治会等の市民活動団体やボランティア団体、NPO 活動の活性化など、公共サービスの提供は市民自らが担うという認識が広がりつつあります。これまで行政が主として提供してきた公共サービスも、今後は地域において意欲と能力を備えた市民活動団体をはじめ、NPO、企業など多様な主体が行政と協働して公共の領域を担う新しいまちづくり、地域経営の仕組みづくりがはじまっています。

こうした状況を踏まえ、本市では平成 17 年度に「江田島市行財政改革大綱」を策定し、これに基づく具体的な取組を行うための「江田島市行財政改革実施計画」及び「集中改革プラン」を策定、効率的な行財政運営の確立を目指す改革を推進しているところです。

これらの改革を確実に実施し、持続可能な行政経営による江田島市を実現するためには、これまでの事務事業のあり方を点検し、市が関与すべきかどうかという行政の担うべき範囲をしっかりと踏まえたうえで、市自らが役割を重点化し、市民の目線に立った市民本意の取組を進めることが重要となります。

この点検指針は、本市の関与の必要性や実施主体の妥当性など、行政の関与のあり方についての基本事項を整理し、行革推進のためのワーキンググループ作業、総合計画の見直し、計画的な定員管理、予算ヒアリングなどの場において、施策・事務事業の点検・検証・見直しを進める際の指針として活用するものです。

2 基本的な考え方

次の 3 つの基本的な考え方に基づき、行政の関与のあり方を点検します。

- (1) 「民間にゆだねることができるものは民間にゆだねる」ことを基本に、行政と民間との役割分担の観点から、行政の関与は必要最小限とします。
- (2) 市の関与が必要な場合であっても、費用対効果や効率性の観点から、サービス提供の実施主体については、民間活力を積極的に導入します。
- (3) 特定の利用者に限ってサービスを提供するような場合は、負担の公平性の観点から、利用者に応分の費用負担を求めます。

3 事務事業の点検

行政と民間の役割分担を見直すにあたって、事務事業全般にわたり、幅広く点検を実施し、今後の市が担うべき領域について検討を行います。

(1) 市の関与の範囲の点検

次の図1の区分により、行政と民間の活動領域を点検します。

行政の活動領域が小さいものは、市が「公」としてかかわる範囲が小さいものであり、事業の縮小または民間の力の活用を検討します。

また、区分に該当しないものは、市が「公」として関わる範囲外のものであり、事業の廃止または民間への移譲（委託等の民間の力の活用も含む）を検討します。

図1：行政と民間の活動領域

領域	区分	事務事業の性質	行政と民間の活動領域
I	1	法律で実施が義務付けられているもの	行政
	2	受益の範囲が不特定多数の市民におよび、行政サービスの対価（使用料・手数料・分担金・負担金など）を徴収できないもの	
	3	市民が毎日の生活を営むうえで、必要な生活水準の確保を目的とするもの	
II	4	市民の生命、財産、権利を守り、また市民の不安解消を図るために、必要な規制、指導、情報提供を目的としたもの	民間
	5	個人のみでは対処しきれない社会的・経済的弱者を対象として生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網（セーフティネット）を構築するもの	
III	6	市民にとって必要性が高いが、多額の民間資金が必要で、事業のリスク、不確定要素があるため、民間だけでは全てを負担できない事業に対して補完するもの	
	7	民間サービスだけでは市全域に望ましい量と質のサービスが確定できないため、これを補完あるいは指導するもの	
IV	8	市の個性、特色、魅力を発展・創造し、市内外へ情報発信するもの	
	9	特定の市民や団体を対象としたサービスであって、サービスを通じて、対象者以外の第三者に受益が及ぶもの	

*行政と民間の活動領域欄はイメージを示すものであり、正確な割合を示すものではありません。

(2) 市の関与の妥当性の点検

市の関与の範囲内であっても、その後の社会情勢の変化や市民ニーズの低下、厳しい財政状況を考慮すると、関与の妥当性が薄れてきている場合があります。真に必要なサービスであるかどうか、次の視点から改めて点検します。

- ① 時代の変化，市民ニーズの変化への対応
 - ・ 事業開始から一定期間を経た後，事業の見直しを行っているか
 - ・ 社会経済環境の変化や技術の変化に応じて事業の見直しを行っているか
 - ・ 新しい行政課題に応じて既存の施策体系を再構築する必要はないか
- ② 事業の効果性
 - ・ 初期の事業目的を達成しているか
 - ・ 初期の事業目的に対し，効果があがらないまま実施していないか
 - ・ 事業目的を明確に設定しないまま，実施していないか，
- ③ 公平性への対応
 - ・ 事業利用者や受益者が固定化されており，市民に不公平感を与えていないか
 - ・ 特定の受益者から費用の全部または一部を徴収できているか
- ④ 効率的な執行
 - ・ 講座，啓発事業等について類似の事業を複数の部課が実施していないか
 - ・ 同じ対象者に重複・類似の事業を提供していないか
 - ・ 執行方法の効率化が図れないか（民間委託化を含む）
 - ・ 国・県基準，近隣自治体の単価などと著しく乖離していないか
- ⑤ 国および県と市との役割分担
 - ・ 法令や基準に照らし，市が負うべき責務か
 - ・ 国・県の施策の充実や補助金等の見直しに応じ，事業の見直しを行ったか

点検に照らし、次の区分に該当する事務事業については、関与の妥当性が薄れており、市の関与の必要性も低下していると考えられることから、廃止、民営化、縮小あるいは関与の手法を含めた事務事業のあり方を検討します。

区分	関与の妥当性が薄れている事務事業
1	事業開始時と比較して社会経済情勢が変化，あるいは目的が既に達成されるなど，実施意義が低下している事務事業
2	利用者が減少するなど市民のニーズが低下，あるいは市民ニーズに比較してサービスの供給が過剰となっている事務事業
3	国や他の市町と比較したとき，サービスの対象範囲や水準を見直す余地がある事務事業
4	国又は県において，同種のサービス提供が行われている事務事業
5	民間の活動を阻害，あるいは民間と競合している事務事業
6	限られた財源の中で実施すべき緊急性が認められない事務事業

(3) サービス提供の実施主体の点検

市の関与の妥当性が高いサービスや公共性が高いサービスでも、全て市が実施主体である必要はなく、市民ニーズが多様化する現在においては、市民活動団体、ボランティア団体、NPOなどが実施主体となる方が望ましいサービスも少なくありません。

費用対効果や効率性、行政責任の確保、法令との適合性、受託能力などを総合的に勘案しながら、多様なサービス提供の実施主体の活用を検討します。

なお、その際には次の基準を満たすとともに、プロセスの透明性や説明責任に十分留意する必要があります。

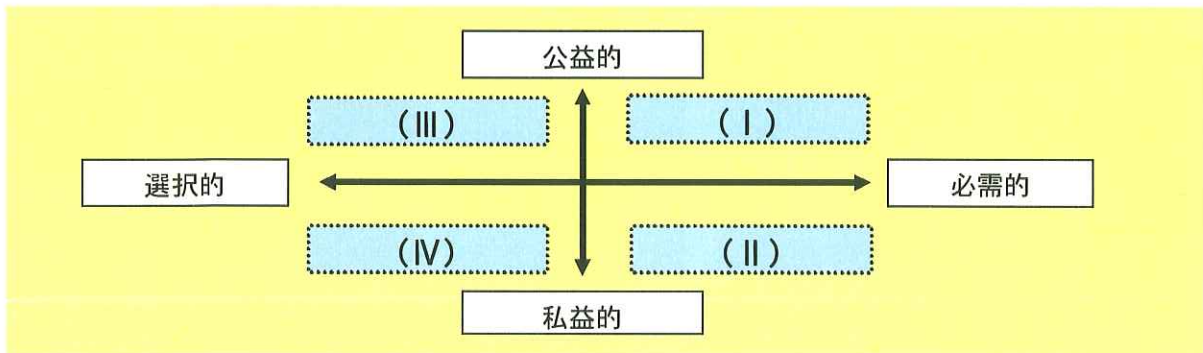
- ① 市民サービスが低下しない。
- ② 事務事業にかかる費用が低減できる。
- ③ 他の事業主体が持つ専門知識、経営能力、技術力等を活用できる。
- ④ 公平性・公共性、守秘義務が担保され、行政責任が損なわれない。

(4) 公費負担と受益者負担の点検

特定の利用者に限ってサービスを提供するような場合は、利用する者と利用しない者との負担の公平の観点から、利用者に適正な受益者負担を求めることを徹底する必要があります。

この場合、公費負担と受益者負担の関係については、一般的には事務事業の性質に応じ、図2のように区分することができますが、このうちⅡ区分～Ⅳ区分に該当する事業については、負担の公平の観点から受益者負担が必要であり、適正な原価計算を行うとともに、国や他の市町の水準、同種・類似の事業の水準との比較検討を行い、受益者負担の水準が適切でない場合には、積極的に見直しを図る必要があります。

図2：公益負担と受益者負担の関係図



区分	事務事業の性質			負担のあり方
I	○受益者は不特定多数の市民	○市民生活に必要なサービス	公益必需的	公費負担中心
II	●受益者は特定の市民	○市民生活に必要なサービス	私益必需的	公費・受益者
III	○受益者は不特定多数の市民	●市民が選択可能なサービス	公益選択的	受益者・公費
IV	●受益者は特定の市民	●市民が選択可能なサービス	私益選択的	受益者負担中心

4 おわりに

公的関与のあり方に関する点検指針は、「1 関与の範囲」「2 関与の妥当性」「3 サービス提供の実施主体」「4 公費負担と受益者負担」の4つの視点で点検を行うこととしています。これらを総合するとおおむね次の図3に示した関係と捉えることができます。

行政が提供するサービスは、「公益性」と「必需性」が高いほど、社会的な要素が強くなり、必要不可欠であるものほど、行政が関与する割合は大きく、受益者が負担する割合は低くなります。逆に、社会的要素が弱く、個人でできること、なくても差し支えないことであればあるほど、行政の役割は小さく、受益者が負担する割合は高くなります。

また、実施主体については、第Ⅰ領域では公共部門の実施が原則となり、第Ⅳ領域では民間実施が原則となりますが、第Ⅱ領域・第Ⅲ領域については、サービスの実施主体や受益と負担の関係について十分な議論が必要です。

これらの一連の点検を行い、得られた結果を座標軸に図式化することで、事務事業の公共性の度合いがイメージとして捉えられることができます。

しかし、数値化された点検ではないため、職員の意識や事務経験、または感覚によって左右される恐れがあります。点検の結果を施策に反映するためには、事務事業に関わる数値化された基礎データをしっかり把握したうえで、市民参加による意見の反映や、協働のまちづくりに対する市民意識の状況を踏まえながら、所管部局で十分に検討し、さらに全庁的な議論を深める中で、最終的には政治的判断を要するものも多いと考えられます。

図3：行政サービスの分類整理の基本



行財政改革推進ワーキンググループ企画案（概要）

1 目的

地方分権改革に対応し、「市民が自らの意思によって地域の行政を決定し、個性豊かな地域社会を創造する」真の分権型社会を目指す取組をすすめるため、公的関与のあり方を点検し、行財政改革を推進する。

2 グループの共通課題

- (1) 市民の意思と決定による地域づくりのための市民活動団体等の育成
⇒ 行政の関与から、市民（市民活動団体等）がまちづくりの主役になるための組織づくり
- (2) 職員の意識改革と事務改革の推進による効率的な行政運営の確立
⇒ 持続可能な行財政運営により、まちづくりの戦略本部としての機能を果たす
- (3) 地方分権型社会を担う行政職員の計画的な育成
⇒ 事務・権限移譲に対応する人材を育成し、基礎自治体として市が担う役割を果たす

3 グループ1「支所の組織・事務分掌の検討」企画案

- (1) 支所機能は「住民自治組織の拡大整備支援」及び「総合窓口（戸籍・税・保険・福祉）」とする。
- (2) 「住民自治組織の拡大整備支援」のため地域担当専任職員を配置する。
- (3) 「総合窓口」充実のため、市民生活課等所属の職員を計画的に育成配置する。
- (4) 「維持管理」技術職員を本庁に集約し、事務・権限移譲に対応する専門職を計画的に育成する。
- (5) 補助金交付団体の運営体制を確立するため、移行環境の整った団体から順次、自主運営に移行する。
（調整開始 H20～：移行完了目標 H22 年度末）
- (6) 協働のまちづくりの中心的機能を担う組織として、自治会を中心とした関連団体の集約を図り「まちづくり協議会」の拡大整備に努める。

4 グループ2「各種イベント・スポーツ大会の見直し」企画案

- (1) 行政が公的に関与すべきイベントに適正な負担と責任をもち、透明性の確保や説明責任を果たすため「公的関与のあり方に関する点検指針」により事業を点検し、再構築する。
- (2) 既存事業を「A：教育・啓発により社会的課題解決に取り組む事業」「B：市の個性や魅力を内外へ情報発信する事業」「C：地域のにぎわいづくり事業」とし、関与の方針を図1のとおりとする。
- (3) **A**：行政が主催。類似事業を集約し、効率化・経費削減に努める。
B：事業導入に当たり行政が主導性を発揮し事業者と協働により実施。
将来的に事業者主体で実施する事業に計画的に移行する。
また、同種事業を事業者が実施している場合は、整理集約し、事業の適正化を図る。
C：住民自治組織等が主体性を発揮し実施する事業を支援し、補助金の適正化を図る。
- (4) 以上の方針により、関係機関等の協力理解を図り、計画的な適正化を推進する。
企画案採択の後、調整を開始し、移行完了目標を平成 22 年度末とする。

図1：イベント関与の基本方針

区分	テーマ	実施主体	実施方法	関与の基本方針	事業費
A 課題解決事業	人権・環境 防災等	行政	主催・共催	類似事業を集約し効率化を図る	類似事業を集約し経費を削減する
B 情報発信事業	産業振興・ スポーツ等	行政及び事業者 (漁協・農協・観光協会・ 商工会・体育協会等)	協働型 委託 事業協力	将来は事業者が主体性を 発揮し実施主体となるもの を支援する	事業内容を精査し事業費の適正化を図る
C にぎわいづくり	納涼まつり等	住民自治組織 市民活動団体等	補助・後援	自治組織・市民団体等が主体性を 発揮し実施するものに補助・後援する	事業内容を精査し補助金の適正化を図る

*** 目指す活動イメージ ***

～市民、市民活動団体や事業者自らが主役となって、まちづくり・地域振興の担い手となる活動づくり～
おかげんさん・大古夏まつり・JAまつり・おおがきみなと市場・江田島市駅伝大会など